

児童死亡事案の検証報告書 概要について

(令和5年度発生事案)

1. 神戸市児童虐待死亡等事例検証委員会について

- ・本検証は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に基づく厚生労働省の通知を踏まえ、児童虐待により子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握や発生要因の分析を行い、必要な再発防止策を検討することを目的に設置するものであり、本委員会による検証は特定の機関や組織、個人の責任追及を目的とするものではない。
- ・本市では「神戸市市民福祉調査委員会児童福祉専門分科会権利擁護部会」の下に設置しており、児童福祉・医療・法律等を専門分野とする委員5名で構成。

2. 検証の方法

- ・本検証は、検証委員会において関係機関から提供を受けた記録、関係機関へのヒアリング等で入手した情報を基に行った。なお、公判開始前の情報では本事例の死亡に至る経過は不明であったが、検証委員会では本事例が虐待とされる行為によって起こった事案として検証を行った。

3. 事案の概要

- ・令和5年6月22日、祖母に対する監禁・傷害の疑いで母、叔父、叔母2名が逮捕された。同日18時頃に神戸市西区の草むらでスーツケースに入った状態で死亡している6歳の男児（以下、本児）が発見される。司法解剖の結果、本児の死因は外傷性ショックとされており、令和5年7月24日、警察は母、叔父、叔母2名を本児に対する殺人罪の疑いで再逮捕した。捜査の結果、母、叔父、叔母2名は本児に対する傷害致死及び死体遺棄容疑で令和6年4月9日に起訴された。

4. 検証委員会の開催経過

第1回：令和5年09月02日	本事案の概要説明
第2回：令和6年05月24日	課題の整理と再発防止策の検討
第3回：令和6年09月04日	課題と再発防止策の整理
第4回：令和6年10月30日	課題と再発防止策の整理、検証報告書案の検討
第5回：令和7年01月24日	検証報告書案の検討

※上記のほか、令和5年11月～令和6年3月にかけて関係機関へのヒアリングを10回実施した。加えて、オンラインによる協議を8回開催している。

5. 検証によって明らかとなった問題点・課題

- (1) 初動とアセスメントの問題
保育所と区の初動、アセスメントの甘さ・多角的視点の欠如等
- (2) 一時保護について
4つの時期に分けて検証した結果、一時保護の検討が望まれるタイミングがあった
- (3) 情報共有と連携
区役所と児童相談所、児童相談所内部、保育所・警察等の関係機関との情報共有不足
- (4) 区役所の対応、組織上の問題
・通告受理後48時間以内に児童の安全確認ができていない
・区役所のケースワークを担う職員の少なさ
- (5) 児童相談所の基本的認識・体制の問題

- ・保護者からの「養護相談」、区役所からの送致がなかったという枠組みにとらわれた
 - ・現場対応した職員が、児童の安全に懸念を持っていたが、組織として吸い上げることができず、結果的にリスクが見逃された
- (6) 区役所の要保護児童対策地域協議会¹
- 1 件当たりの平均検討時間が 5 分程度と十分な時間が確保されていない
- (7) 世代間連鎖をもたらした親世代の虐待に対する不十分な治療的対応
- 過去の記録から親世代の幼少期の治療的な対応が不十分なものとなっていた

6. 再発防止のための提言（要旨）

【総論】

(1) 子どもの権利擁護の視点の再確認

- ・区役所も児童相談所も、子どもを支援する法的権限を付与されており、子どもの権利擁護のための共通基盤である子どもの権利条約の 4 原則（子どもの最善の利益、生命・生存・発達の権利、子どもの意見表明権、差別の禁止）に立脚し、子どもを中心に考える姿勢、視点が重要であることの再確認が必要である。
- ・家庭が子どもの最善の利益に合致した養育機能を健全に果たせておらず、虐待が起きている等、家庭における養育機能が不全状態にある場合は、その子どもには適切な保護が提供されなければならない（子どもの権利条約第 19 条）、他に第一義的に養育する責任を負う適切な代替養育が保障される必要がある。子ども支援をする上では、以上のような子どもの権利条約に関わる視点が重要である。

(2) 安全管理の観点を取り入れた児童虐待防止対策

- ・虐待死を含む重大事案を防ぎ、質の高い児童虐待防止を達成するために、航空業界や医療業界において先行している安全管理の概念を取り入れた仕組みづくり（ニアミス、ヒヤリ・ハット報告、心理的安全性を高め、報告しやすくなる仕組みなど）が必要である。

【各論】

(1) 初動とアセスメント

- ・区役所、児童相談所の虐待のリスク・アセスメントに関する意識改革と共通認識の醸成
- ・職員、保育所や学校園等含めた部外の職員に対する虐待の初期聴取やリスク・アセスメントに関する実践的な研修の提供
- ・より客観的なリスク評価と関連機関のリスク・コミュニケーションの円滑化に向けたリスク・アセスメント・ツールの運用面の柔軟性の強化と訓練の実施

(2) 情報共有と連携

- ・市内部の要保護児童等の情報を共有する仕組み（システム上での連携）の拡充
- ・区役所と児童相談所との協働によるリスク・アセスメントの実施
- ・児童相談所内の縦割りの解消
- ・警察、保育所・学校園等との連携の強化

(3) 職員研修・教育とスーパーバイズ

- ・区役所職員に対する研修の強化とスーパーバイザー²の配置
- ・児童相談所職員に対する研修の強化と外部専任スーパーバイザーの導入

(4) 区役所と児童相談所の体制面の強化

- ・区役所の虐待対応職員の増員
- ・児童相談所の人事異動サイクルの長期化、手当の充実、自己研鑽経費に対する助成

(5) 区役所における要保護児童対策地域協議会の有効なあり方

- ・援助方針決定会議と実務者会議の分化
- ・実務者会議への児童相談所職員や外部スーパーバイザーの毎回出席、警察の参画
- ・個別ケース検討会議の開催基準の明確化や関係機関の幅広い参画の検討
- ・運営マニュアルの作成

(6) 国への提言

- ・市区町村窓口の体制強化（相談員の配置基準、スーパーバイザーの任用要件・配置基準の法定化、相談員に対する研修の義務化と財源措置など）
- ・要保護児童対策調整機関における人員体制の強化（要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置基準の明確化、技術的支援など）
- ・安全管理の観点を取り入れた児童虐待防止対策のための予算化
- ・より信頼性、妥当性の高いアセスメントツール開発に関する継続的な取り組み
- ・医療や教育関係者などの専門家が治療的観点から社会的養護が望ましいと考えるようなケースにおける、治療的対応を最優先にした児童虐待対応を取り得るシステムの構築

¹ 要保護児童対策地域協議会とは、支援対象児童等に関し関係者間で情報の交換と支援の協議を行うため、児童福祉法第 25 条の 2 に定められている機関。

² スーパーバイザーとは職務遂行能力の向上を目的として教育・訓練・指導に当たる児童福祉司や児童心理司等のこと